

8月1日から資格確認書が新しくなります

医療機関などを受診するときは、新しい資格確認書又はマイナンバーカード（マイナ保険証）をお使いください。資格確認書又は、資格情報のお知らせは7月下旬に普通郵便（転送不要）で送りますので、同封の書類、記載内容をご確認いただき、誤りがありましたら福祉健康課保険係までご連絡ください。なお、古い資格確認書は8月1日以降使えませんが、ご返却いただくか、各自で破棄するなど必ず処分してください。

★85歳以上の方

新たな資格確認書をお送りします。

★84歳以下で、マイナ保険証を普段からご利用されていない方

新たな資格確認書をお送りします。

★84歳以下でマイナ保険証を利用されている方

資格情報のお知らせをお送りします。マイナンバーカードと一緒に保管してください。



後期高齢者医療保険

後期高齢者医療保険の新しい資格確認書は **紫色** です

後期高齢者医療資格確認書
有効期限 交付年月日

被保険者番号

住所

氏名 性別

生年月日

被保険者用印

負担割合 発効期日

限度区分 発効期日

長期入院該当日

特定療養区分 発効期日

保険者番号
並びに
保険者名及び印

長野県後期高齢者医療広域連合

資格確認書の見本

後期高齢者医療資格確認書のお知らせ

あなたの加入する後期高齢者医療の資格情報をお知らせいたします。
※注：このお知らせは有効期限が切れる直前に送付いたします。

負担割合	発効期日
限度区分	発効期日
長期入院	発効期日
特定療養	発効期日

マイナ保険証の読み取りがスムーズに行かない場合は、マイナ保険証の裏面にマイナ保険証とともにご自身の後援者の氏名を記載することをお勧めいたします。マイナ保険証の裏面にマイナ保険証とともにご自身の後援者の氏名を記載することをお勧めいたします。

資格情報のお知らせ



▲クリーム色の封筒で届きます

国民健康保険

国民健康保険の新しい保険証は **青色** です

長野県 有効期限 令和 9年 7月 31日
国民健康保険 資格確認書 記号 番号 (検査)

氏名

生年月日 年 月 日 性別

適用開始年月日 令和 年 月 日

交付年月日 令和 年 月 日

世帯主氏名

住所

保険者番号 2000000 交付者名

▲資格確認書の見本 (70歳未満の方)

長野県 有効期限 令和 9年 7月 31日
国民健康保険 資格確認書 記号 番号 (検査)

負担割合 2割

氏名

生年月日 年 月 日 性別

適用開始年月日 令和 年 月 日

交付年月日 令和 年 月 日

世帯主氏名

住所

保険者番号 2000000 交付者名

▲資格確認書の見本 (70歳以上75歳未満の方)

マイナンバーカードと保険証が紐づいている方は、資格情報のお知らせをお送りします。紐づいていない方は、資格確認書をお送りします。

389-060

令和 年 月 日

住所

資格情報のお知らせ

あなたの加入する国民健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

区分	さかき	番号	番号	(検査)
氏名				
フリガナ				
適用開始年月日				
交付年月日				

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナンバーログインすることで、ご自身の国民健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご活用ください。
※マイナンバーカードをお持ちでない方は、この文書とマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することをお勧めいたします。

マイナ保険証の読み取りがスムーズに行かない場合は、マイナ保険証の裏面にマイナ保険証とともにご自身の後援者の氏名を記載することをお勧めいたします。
【スマートフォンをお持ちでない方は、この文書とマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することをお勧めいたします。】

下部を切り取ってご利用いただくことができます。
(このお知らせのみでは受診できません)

資格情報のお知らせ

令和 年 月 日 発行
交付者 長野県 保険者番号 2004492

区分 さかき 番号 番号 (検査)
氏名

受診の際にはマイナ保険証が必須です

▲資格情報のお知らせの見本

国保の限度額適用認定証の更新について

引き続き限度額適用認定証が必要な場合は、8月中に福祉健康課で交付申請手続きを行ってください。手続きには資格確認書が必要です。忘れずにお持ちください。

※国民健康保険税を滞納すると限度額適用認定証を受けられない場合があります。

資格確認書・資格情報のお知らせについて

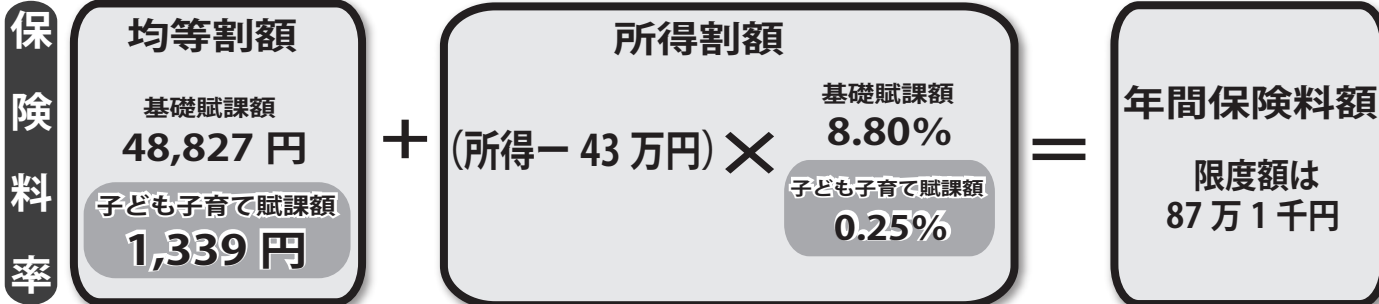
◎問い合わせ先 福祉健康課 保険係 ☎82-3111(内線133) 直通75-6205



後期高齢者医療保険料・国民健康保険税において次の改定が行われます

後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料の年間保険料は下記により算出し、「軽減判定基準所得」に該当する場合、所得額に応じて保険料の軽減が行われます。



軽減判定基準

世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得金額等を合計した額	基礎賦課額	子ども・子育て支援納付金賦課額
『43 万円 + 10 万円 × (給与所得者等の数(※) - 1)』以下の場合	7.2 割軽減	7 割軽減
『43 万円 + (31 万円 × 世帯の被保険者数) + 10 万円 × (給与所得者等の数(※) - 1)』以下の場合	5 割軽減	5 割軽減
『43 万円 + (57 万円 × 世帯の被保険者数) + 10 万円 × (給与所得者等の数(※) - 1)』以下の場合	2 割軽減	2 割軽減

※給与所得者等の数とは、世帯内の被保険者と世帯主のうち、55 万円を超える給与収入を有する方の数と公的年金等の収入が 125 万円(その方が 65 歳未満の場合は 60 万円)を超える方の数(給与所得を有する方を除く)の合計をいいます。

国民健康保険税

国民健康保険税の計算には、下記の各区分ごとにそれぞれの税率を乗じて算出し、「軽減判定用所得額」に該当する場合、所得額に応じて保険税の軽減が行われます。

保険税率

区分	摘要	税率または課税額			
		医療分	後期高齢者支援金分	介護分(40歳から)	子ども分・子育て支援金分
所得割	{前年所得額 - 基礎控除(43 万円)} × 税率	6.75%	2.70%	2.40%	0.22%
均等割	被保険者 1 人あたり	21,800 円	9,100 円	8,300 円	670 円
	(被保険者が未就学児(6 歳以下)の場合)	(10,900 円)	(4,550 円)	(-)	(335 円)
	18 歳以上の加入者 1 人あたり	-	-	-	30 円
平等割	1 世帯あたり	21,800 円	9,100 円	8,200 円	800 円
課税限度額		67 万円	26 万円	17 万円	3 万円

軽減判定基準

軽減割合	軽減判定用所得額 (世帯主と国保加入者と特定同一世帯所属者の前年の所得金額の合計)
7 割軽減	『43 万円 + 10 万円 × (給与所得者等(※) の数 - 1)』以下
5 割軽減	『43 万円 + 31 万円 × (世帯の国保加入者数 + 特定同一世帯所属者数) + 10 万円 × (給与所得者等の数(※) - 1)』以下
2 割軽減	『43 万円 + 57 万円 × (世帯の国保加入者数 + 特定同一世帯所属者数) + 10 万円 × (給与所得者等の数(※) - 1)』以下

※被保険者のうち、一定の給与所得がある方と公的年金等の支給を受けている方

介護保険料の改定のお知らせ

今年度の変更点

介護保険料の所得基準額の変更

介護保険料の算定に用いる所得基準額の変更に伴い、保険料段階の第 1 段階から第 5 段階の所得基準について、本人の合計所得金額(年金収入に係る所得を除く)と課税年金収入額の合計が「809,000 円以下」から「826,500 円以下」に引き上げられました。なお、今年度に限り令和 7 年度税制改正に伴う特例措置により町県民税が非課税であっても介護保険料の保険料段階では課税とみなす場合があります。

◎問い合わせ先 後期高齢者医療保険料について 福祉健康課 保険係 ☎82-3111(内線 133) 直通 75-6205
国民健康保険税・介護保険料について 総務課 税務係 ☎82-3111(内線 143) 直通 75-6206